

序章 策定に関する基本方針

序-1 都市計画マスタープランの概要

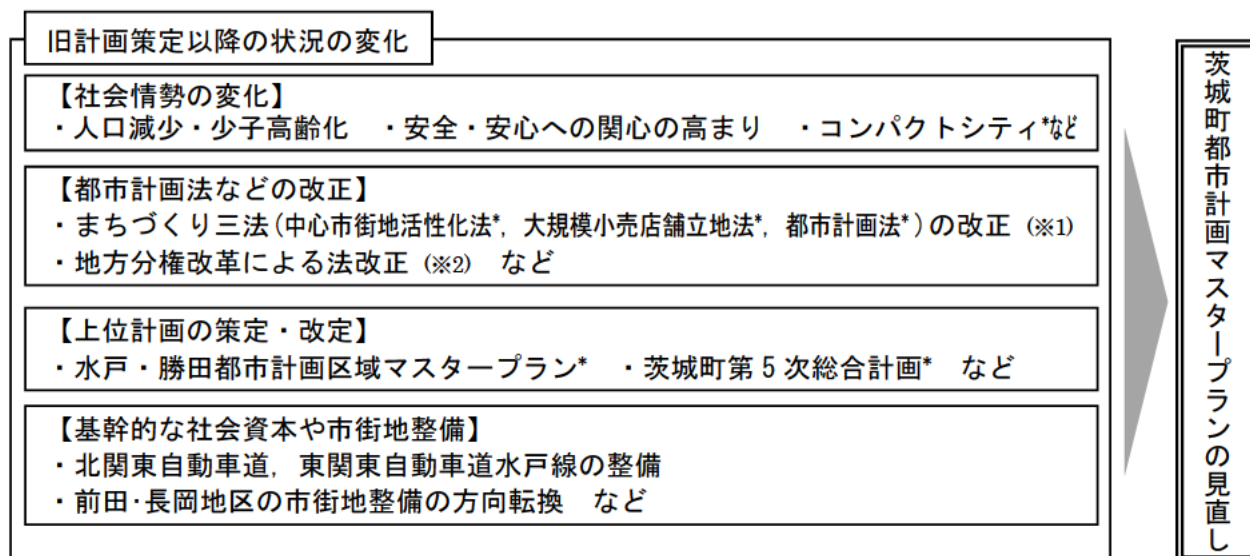
都市計画マスタープランは、都市計画法*第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、概ね 20 年後を目標時期として、都市における将来像や、土地利用、道路、公園、下水道、河川などの市町村が定める都市計画の方針を定めるものです。

序-2 策定の背景と必要性

本町では、平成 11 年 3 月に「茨城町都市計画マスタープラン」を策定し、「住み続けたい夢のあるふるさと・いばらきまち」をまちづくりの目標に掲げ、道路や公園などの基盤整備や、生活拠点の形成、地域の自然や文化・歴史の保全・活用、町民と行政による協働*のまちづくりを進めてきました。

しかし、現在では、当初策定から相当の期間が経過しており、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化など、本町を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような様々な状況の変化による新たな課題に対応し、魅力ある都市づくりを進めるため、本町における都市計画の基本的な方針である茨城町都市計画マスタープランを見直すこととします。



参考：現行の茨城町都市計画マスタープラン(H11.3 策定)の概要

- ・計画期間 : 平成 10 年度～平成 27 年度
- ・まちづくりの理念 : 「町民生活に密着した生活環境整備の計画的な推進」
: 「個性を活かした魅力ある都市づくり」
: 「町民と行政が役割と責任をもちながら一体となって進める」
- ・まちづくりの目標 : 「住み続けたい夢のあるふるさと・いばらきまち」
- ・目標人口 : 46,500 人 (平成 27 年)

※平成 15 年度に一部改定済み

(茨城中央工業団地の用途地域*の変更や地区計画*の決定に伴い、土地利用方針などの位置づけを見直し)

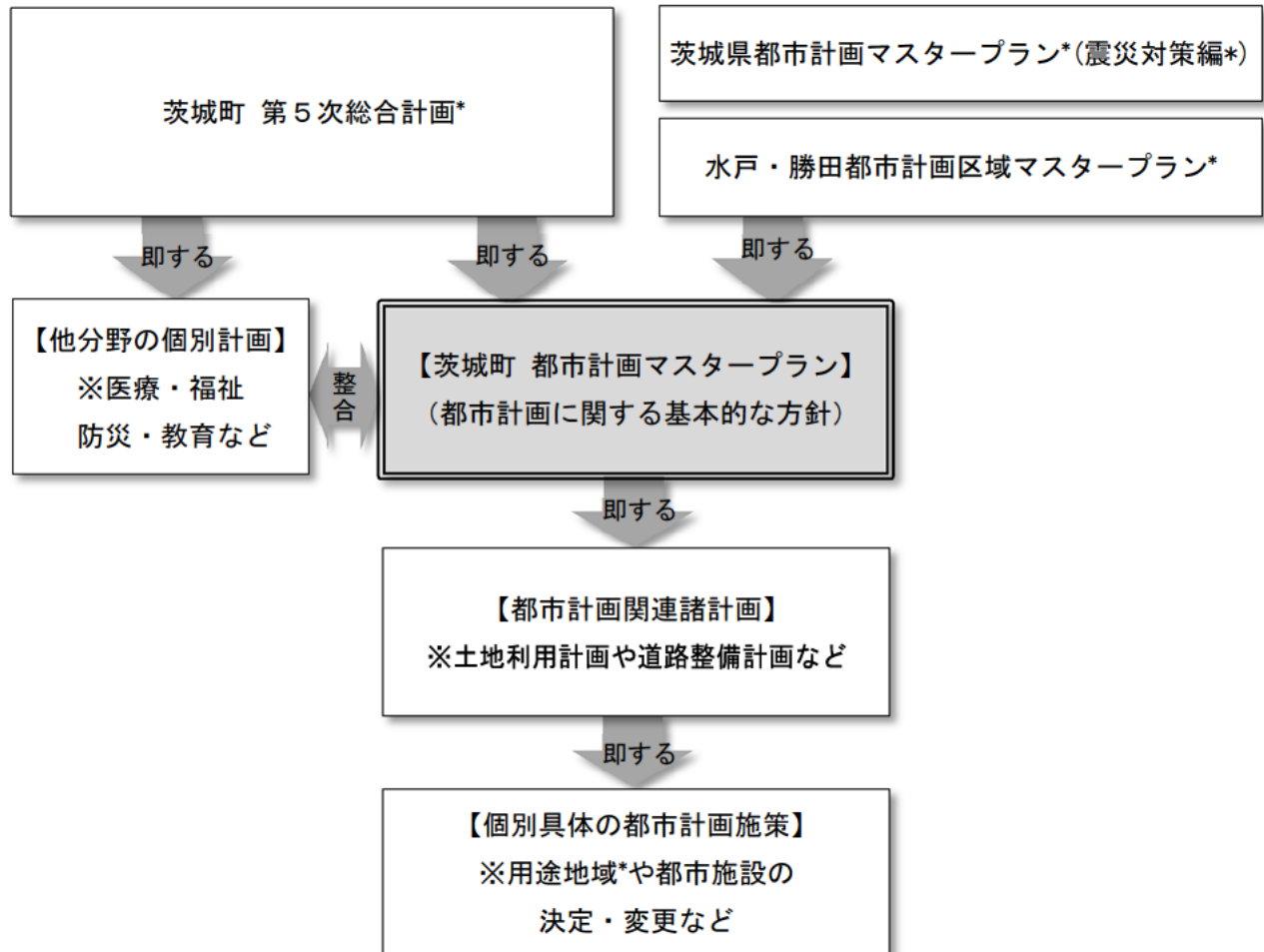
※1 中心市街地活性化の推進のため、用途地域*などの見直しによる大規模集客施設*の郊外立地を抑制 など

※2 地方分権の推進のため、都道府県が有していた都市計画 (規模の大きい道路や公園など) の決定権限の一部が市町村へ移譲 など

■本文中の*については、巻末の「用語集」に解説を記載していますのでご覧ください。

序-3 都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、町の最上位の計画となる「茨城町第5次総合計画*」や、茨城県が都市計画区域*ごとに定める「水戸・勝田都市計画区域マスタープラン*（都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針）」などの内容に即して定めることとし、本町が取り組む土地利用や道路などの都市づくりに関する個別具体の都市計画施策の指針として策定します。



序-4 策定に関する基本方針

(1) 策定方針

策定の背景や必要性を踏まえ、本計画の策定方針を以下のとおり定めます。

- ①時代のニーズにあった都市計画マスタープランを策定するため、人口減少や少子高齢化の進行、安全・安心への関心の高まり、都市計画に関する国の施策方針など、大きく変化する社会潮流への対応について十分に留意します。
- ②茨城町第5次総合計画*や茨城県が定める水戸・勝田都市計画区域マスタープラン*などの上位・関連計画との整合を図ります。
- ③本町がこれまで進めてきた都市計画の進捗状況の整理と評価を行い、現計画の方針や位置づけとの不整合を解消するほか、今後の効率的かつ効果的な施策展開に役立てます。
- ④各種の策定組織を構築するとともに、広く町民の意向を得るための意向調査などを実施し、広範かつ客観的な視点を踏まえて検討します。

(2) 目標年次

本計画の目標年次は、都市づくりという長期的な視点から、概ね 20 年後を目標時期とするとともに、国勢調査などの各種統計調査が実施される節目の年との整合を図る観点から、本計画の目標年次は、平成 47 年（2035 年）とします。

(3) 策定体制

本計画の策定にあたっては、以下の策定組織を設置し、計画内容の検討を進めます。また、町民の参画による策定を目指すため、町民を対象とした意向調査やパブリックコメント*などを実施し、計画内容へ反映します。

◎「茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会」

役割：町民や庁内の意見調整，全体の整合，原案の検討・決定

組織：町民・各種団体代表，議会代表，行政代表など

◎「茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会幹事会」

役割：委員会で協議する素案などの調査・検討，庁内関係部課との調整（適宜）

組織：庁内関係課職員



(4) 計画の構成と流れ

本計画は、町全体を対象として、概ね 20 年後における将来の都市の姿を定める「将来都市像」や、土地利用や道路などの都市計画に関わる主な分野ごとに方針を定める「分野別方針」、身近な地域を対象に地域づくりの方針を定める「地域別将来像」、定めた方針の実現に向けた取り組みの方法や考え方を示す「計画の推進に向けて」で構成されています。

